

児童手当の申請には、マイナンバーの記入及び本人確認が必要となりました。

マイナンバーの確認が必要な手続き

「児童手当認定請求書」 …請求者及び請求者の配偶者のマイナンバーの記入が必要です。

「別居監護申立書」 …別居しているお子さんのマイナンバーの記入が必要です。

「監護相当・生計費の負担についての確認書」…お子さんのマイナンバーの記入が必要です。

「個人番号変更等申出書」…マイナンバーが変更となった場合や、離婚・再婚等により配偶者のマイナンバーを消滅または登録させる場合に届出が必要です。

マイナンバーの確認に必要な書類

①番号確認と②本人確認のための書類は、次のとおりです。

①番号確認書類	いずれか1点 個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し
②本人確認書類	【顔写真付きの身分証明書】いずれか1点 個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど 【上記の提示が困難な場合】いずれか2点 公的医療保険の被保険者証（令和7年12月1日まで）、年金手帳、児童扶養手当証書、学生証、身分証明書、社員証など

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。

また、委任状が必要となる場合があります。